

## 災害時における消防救助活動の支援に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と多摩市消防団懇話会（以下「乙」という。）との間において、災害時における消防救助活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う消防救助活動に対し、乙が支援する消防救助活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （支援の内容）

第2条 乙が支援する消防救助活動の内容は次のとおりとする。

- （1） 消防活動
- （2） 救助活動
- （3） 多摩市消防団支援活動

### （支援の要請）

第3条 甲は、災害時に消防救助活動の支援が必要であると認めるときは、消防救助活動支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、支援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日要請書をもって処理するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合において、やむを得ず前項の規定による甲の要請を待たずに第2条に規定する消防救助活動を実施したときは、速やかに甲に報告し、甲は、それを必要と認めた場合は、前項に規定する支援を要請するものとする。

### （消防救助活動の実施）

第4条 乙は、前条に規定する支援の要請を受けたときは、要請に基づき消防救助活動を実施するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

### （消防救助活動の指揮）

第5条 乙は、前条に規定する消防救助活動を実施するときは、甲の指揮により活動するものとする。ただし、第2条第3号に規定する多摩市消防団支援活動を実施するときは、多摩市消防団長の指揮により活動するものとする。

### （連絡および協力体制）

第6条 甲と乙は、緊急時の連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

### （経費の負担）

第7条 乙が第2条に規定する消防救助活動に要した経費は、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

- （1） 車両及び機械器具等の燃料費
- （2） 消耗品費

(活動報告及び請求)

第8条 乙は、第2条に規定する消防救助活動が終了したときは、速やかに消防救助活動支援報告書(第2号様式)により甲に報告するものとし、あわせてその活動に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(被服の貸与)

第9条 甲は、第2条に規定する消防救助活動に必要な被服を乙に貸与するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、第2条に規定する消防救助活動に従事した者について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第65条第1項の応急措置の業務に従事する場合において、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、同法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平常時において訓練及び研修に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年6月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年 6月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 渡辺 幸子

乙

多摩市消防団懇話会  
会長 小泉 賢